2　防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、当該調査を行うよう命じなければならない。

3　防衛大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、防衛装備庁長官にその旨を通知しなければならない。

4　防衛装備庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

5　防衛装備庁長官は、第三項の規定による通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となっている自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二条の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

（懲戒処分の勧告等）

第二十条　防衛大臣は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2　防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛装備庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

3　防衛装備庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛大臣に対し、報告しなければならない。

（防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分）

第二十一条　防衛大臣は、第十九条の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となっている自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

（調査終了及び懲戒処分の通知）

第二十二条　防衛大臣は、第十九条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

（防衛大臣による懲戒処分の概要の公表）

第二十三条　防衛大臣は、第二十一条の規定により懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

第二条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「第三十九条」を「第四十一条」に改める。

第六十一条の九第二項第一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一防衛省の項を次のように改める。

防衛省	防衛装備庁

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条第二項

二　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第九十三条

三　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十四条第一項

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第五条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「防衛審議官」の下に「、防衛装備庁長官」を加える。

第十八条の二第二項中「第四十九条」を「第四十八条の二」に改める。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正）

第六条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、防衛装備庁に所属する職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

第二条第三項及び第四条第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第十一条中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第七条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第二号中「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「新自衛隊法第三十一条から」を「自衛隊法第三十一条から」に、「新自衛隊法第三十一条第二項」を「同法第三十一条第三項」に、「新自衛隊法第三十一条の二」を「同法第三十一条の二」に改める。

附則第八条第二項中「第十七条の規定による改正後の自衛隊法（次項において「新自衛隊法」という。）第三十一条第三項及び第四項」を「自衛隊法第三十一条第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「新自衛隊法第五章第五節」を「自衛隊法第五章第五節」に、「新自衛隊法第六十五条の四第二項」を「同法第六十五条の四第二項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　中谷　元